資料３－３

第５４回本部員会議資料
令和４年４月８日
教育委員会事務局

児童生徒等への感染症対策の再徹底について

県内で感染拡大が高止まりしている状況にある中で、今年度の新学期がスタートしていくことから、改めて感染症対策の一層の徹底を図る。

学校の始業後も徹底して欲しい事項

- 毎日の健康観察を行う
- 体調不良時は外出を避ける
- 近距離での会話や大声での発声等を避ける
- 常時マスクの徹底

これまでの感染症対策の継続

学校行事

・学校行事は校内限りとする。（入学式・始業式等は、時間を短縮する等、感染症対策を徹底して実施）

校外活動

・校外で行う活動（修学旅行、社会科見学、体験活動等）を見直し、適切な感染防止対策を徹底

部活動

・平日のみ、2時間以内
・他校との練習試合は原則禁止
・部活動前後の集団での飲食や部室等の一斉利用を控える

学校への支援や保健所との連携の強化

学校の支援体制の強化

・県教委に「情報収集・相談窓口班」「オンライン活用・業務支援班」を編成し、情報共有の徹底と、指導主事等による学校への支援を実施

保健所との連携強化

・県教委と市町村教委から保健所に職員をリエゾンとして派遣するとともに、児童生徒等や教員に感染者が確認された場合の接触状況の確認等の業務を支援

4月からの対応　小学校及び特別支援学校の一斉検査の実施・学校衛生管理マニュアル等の改訂

一斉検査の実施

・PCR検査キット等による一斉検査の実施
【対象者】小学校・特別支援学校の教職員
【実施期間】4月中旬から

学校衛生管理マニュアルの改訂

・軽微な症状のある児童生徒等の登校は、地域の感染状況やアレルギー等の持病の有無などで個別に判断 等

学校運営ガイドラインの改訂

・濃厚接触者に特定されない場合でも、マスクを着用しないで飲食を共にした者等は出席停止措置をとる 等